宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年６月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社五大工業　②千葉県知事(1)第18575号　③代表取締役　渡邊益則　④千葉県茂原市長尾2694―21　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県茂原市長尾2694―21　株式会社五大工業　代表取締役　渡邊益則

①青山商事株式会社　②滋賀県知事(3)第3337号　③代表取締役　山根清治　④滋賀県長浜市余呉町上丹生2456番地　⑤1000万円　⑥滋賀県知事　⑦滋賀県長浜市余呉町上丹生2456番地　青山商事株式会社　代表取締役　山根清治

①西都不動産株式会社　②広島県知事(3)9964　③代表取締役　松本圭史　④広島市中区鉄砲町２－８　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島市中区鉄砲町２－８　西都建物株式会社　代表取締役　松本圭史